

2問 検察官が在宅勤務をした場合には手当の支給対象となるのか、法務当局に問う。

[結論]

- 検察官については、いわゆる認証官以外の検察官が支給対象となる。
すなわち、検察官についても、業務内容等に応じて在宅勤務(テレワーク勤務)を行っており、一般職給与法の適用を受ける職員の例により給与が支給される検察官については、一般職給与法で新設される在宅勤務等手当の支給対象となる。(注)。
- 他方、特別職給与法の適用を受ける職員の例により給与が支給される認証官、すなわち、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職給与法において在宅勤務等手当が措置されないことから、在宅勤務等手当の支給対象とはならないこととなる。

(注) 在宅勤務等手当の支給対象となる検察官の規模
在宅勤務等手当の支給対象となる検察官の定員数は、令和5年4月1日時点で2,756人である。

(参考) 検察官に対する在宅勤務等手当支給の見込み

検察官の多くは主に捜査・公判活動に従事しているところ、これらの業務については、検察庁、警察等の関係機関及び裁判所への移動を伴う。

そのため、実際に在宅勤務等手当の支給対象となる要件(人事院規則で定める期間以上継続して、1箇月当たり平均10日を超えて住居その他の場所において正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員)に該当することとなる検察官の数は、限られる見込みである。

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

11月16日(木) 参・法務委 古庄 玄知 議員(自民)

3問 検察官に対するフレックスタイム制の活用による週休3日制の導入の検討状況について、法務当局に問う。

[現状]

- 国家公務員のフレックスタイム制は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第3項及び第4項に定められているところ、検察官においても同法律の適用を受けることから、現行法下においても、検察官に対して、フレックスタイム制が適用されるものと承知。

[フレックスタイム制の更なる柔軟化の検討状況]

- その上で、令和5年8月の人事院勧告に基づき、今後、令和7年4月1日施行予定で、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正された場合には、検察官についても、フレックスタイム制を活用することにより、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に「勤務時間を割り振らない日」を設定することが可能になるものと承知。

(参考)

- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律
第六条(略)
2 (略)
3 各省各庁の長は、職員(人事院規則で定める職員及び

次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事院規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

4 各省各庁の長は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であって、人事院規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事院規則で定めるもの

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線 携帯 】

令和5年11月16日(木) 参・法務委員会 牧山 ひろえ 議員(立憲)
対法務当局

1 問 検察官のテレワークを含めたワークライフバランスの取組状況について、法務当局に問う。

(答)

[ワークライフバランス実現が重要]

検察当局においては、検察官を含む職員のワークライフバランス実現が非常に重要なことと認識しており、職員が心身の健康を保って働くことのできる、働きやすい職場環境の構築に取り組んでいるものと承知。

[テレワークを含めたワークライフバランスの取組状況について]

また、お尋ねの検察におけるワークライフバランスの取組状況については、法務省全体の取組（アット・ホームプラン－プラスONE－）（注1）に基づき、職務の性質に照らし、可能な範囲でテレワーク推進（注2）にも柔軟に取り組んでいるものと承知。

例えば、最高検察庁において、検察庁職員が容易かつ広範囲にテレワークを実施できるようにすることを目的としてガイドラインを策定したものと承知。

また、

○ 育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の各種休暇

- 制度を周知し、それらの取得を促進するとともに、
- 早出・遅出勤務の活用等により、個々の事情に応じた柔軟な勤務を可能とする
- などの取組（注3）も積極的に行っているものと承知。

（注1）法務省における取組の内容

法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプランプラスONE）では、働く時間と場所の柔軟化に関する取組として、テレワークを可能とする業務プロセスの見直しの検討など、テレワークの推進に関する各種取組を行うこととしているところ。

（注2）テレワーク推進に関する取組の一例

- 令和4年3月22日最高検察庁総務部長「検察庁テレワークガイドラインについて（通知）」

「最高検察庁においては、ポストコロナ（平常時）におけるテレワークの積極的利用に資することを目的として、令和3年10月1日、「検察庁におけるテレワークの運用に関する検討会」を立ち上げ、検察庁におけるテレワークの在り方を検討してきましたが、この度、検察庁職員が容易かつ広範囲にテレワークを実施できるようにすることを目的として、「検察庁テレワークガイドライン」を策定したので、各庁におかれては、これを参考に、柔軟かつ積極的にテレワークを推進していただくようお願いいたします。」

- 携帯可能なクライアントパソコン、モバイルパソコン及びWi-Fiルーターの整備や検察庁リモートアクセスサービスの構築などの体制整備

（注3）検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内

に合計35日以上取得

- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供などがある。

(参考) 法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(通称「アット・ホームプランプラスONE」)

女性の職業生活における活躍推進と全ての職員のワークライフバランス推進を目的とし、

- ① 職員のワークライフバランス推進のための働き方改革に関する取組
 - ・ 業務効率化及びデジタル化の推進
 - ・ 働く時間と場所の柔軟化
 - ・ 勤務時間管理の徹底
 - ・ マネジメント改革
 - ・ 全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備
- ② 女性の職業生活における活躍推進のための取組
 - ・ 女性の採用の拡大
 - ・ 女性の登用目標達成に向けた計画的育成
 - ・ 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
 - ・ 相談できる体制づくり
- ③ 次世代育成支援推進のための取組
を柱とする取組内容等を定めるもの。